

多度地区廃校3校の利活用に関する提案募集要綱（先着受付）

【経緯・背景】

令和8年4月の多度学園開校に伴い廃校となる多度中学校、多度北小学校、多度西小学校（既に閉鎖）、多度青葉小学校、多度東小学校の5校についてはこれまで、サウンディング型市場調査等を重ね、2校（多度北小学校・多度東小学校）については民間事業者からの提案を基に事業化に向けて検討を進めております。

一方で、残りの3校についても引き続き有効活用を検討していく必要があります。そこで本市としては、多度中学校、旧多度西小学校（既に閉鎖）、多度青葉小学校について、これまでの提案条件を緩和し、民間事業者の方からの提案を先着順で受付します。

提案が提出された場合は、下記の提案条件や提案内容について対話を行い、審査会に諮るか否かを決定します。

【提案条件】

下記の条件をすべて満たした提案とする。

①市の財政負担がない

②住民サービスや地域の利便性の向上

③地域自治会長や住民の意向を踏まえた事業内容

（例：災害対策への協力、スポーツ団体の施設使用への協力など）

④校舎など工作物はすべて事業者にも所有権移転（有償又は無償）し、校舎、体育館、武道場は取り壊さず利活用

⑤土地は市が所有し事業者へ貸付（有償又は無償）する

※①～⑤について提案書に盛り込んでください。

【対話・意見交換】

随時実施しますので下記のフォームよりお申込ください。

<https://logoform.jp/form/XAEm/1200591>

【募集期間】

令和7年9月1日～令和8年3月31日までの間に随時受付

【質問について】

電話、窓口では受付けておりません。末尾に記載のフォームよりお願いします。

ご質問の回答については随時、質問者へメールで回答します。質問内容によってはホームページで公表することがあります。

【提案の提出方法】

提案は下記の提案提出フォームよりお願いします。提出された提案内容や市が示す提案条件などについて対話を行います。

また、提案については先着受付となりますので既に提案が提出された学校については、最初に提出された提案の状況により見送りとなる場合がありますので事前対話や末尾のお問い合わせフォームからご質問ください。

- ・提案提出フォーム（提案書は任意様式）

<https://logoform.jp/form/XAEm/1199929>

【対象施設の概要】

各施設の配置図、平面図については別紙 1 をご覧ください。

（１）多度中学校

所在地	桑名市多度町柚井堺川 24				
土地の概要	敷地面積 24,104 m ² 延床面積 6,981 m ²				
建物等の概要		建築年	延床面積	構造	耐震
	校舎	S49	4,629 m ²	RC 造 3 階	有
	体育館	S55	1,457 m ²	S 造 2 階	有
	武道場	S61	656 m ²	S 造 2 階	有
	その他建物（プール付属室等） 計 239 m ²				
用途地域	市街化区域 第一種住居地域（建ぺい率／容積率 60／200）				
その他	・令和 8 年 3 月 31 日まで学校として使用 ・指定緊急避難場所、指定避難所、地区運動施設				

（２）旧多度西小学校

所在地	桑名市多度町古野木之元 110				
土地の概要	敷地面積 9,056 m ² 延床面積 2,701 m ²				
建物等の概要		建築年	延床面積	構造	耐震
	校舎	S58	2,030 m ²	RC 造 3 階	有
	体育館	S58	532 m ²	S 造 1 階	有
	その他建物（プール付属棟等） 計 139 m ²				
用途地域	都市計画区域外				
その他	・平成 23 年に閉校してから約 13 年が経過 ・地区運動施設（グラウンドのみ） ・現在、特定非営利活動法人が使用中				

(3) 多度青葉小学校

所在地	桑名市多度町力尾村中 2304-2				
土地の概要	敷地面積 12,160 m ² 延床面積 2,618 m ²				
建物等の概要		建築年	延床面積	構造	耐震
	校舎	S51	1,904 m ²	RC 造 3 階	有
	体育館	S59	561 m ²	S 造 1 階	有
	その他建物（プール付属屋等） 計 153 m ²				
用途地域	市街化調整区域				
その他	・令和 8 年 3 月 31 日まで学校として使用 ・指定緊急避難場所、指定避難所、地区運動施設、投票所 ・変圧器・コンデンサに含まれる低濃度 PCB を令和 8 年度中に処分する必要がある、学校施設の電気・水道が現状のままでは使用できなくなる（コンデンサ・変圧器の付け替え等で再度使用は可能）。				

【提案できる事業者】

提案内容を自ら実施する能力を有する法人又は任意団体とします。単独又はグループ（複数の法人による共同事業等）で参加できるものとし、グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を選定してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 提出時点で、桑名市から入札参加停止又は入札参加保留となっている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は桑名市暴力団排除条例（平成 23 年桑名市条例第 13 号）に規定する排除の対象となる法人等に該当する者
- ⑤ 市税等を滞納している者
- ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑦ 政治的・宗教的な関連性や要素がある者
- ⑧ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（準用規定含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者
- ⑨ 公共性、公平性に問題がある等、桑名市が公民連携事業として進めていくにあたってふさわしくないと判断する者

【審査】

提出された提案書を公民連携提案審査委員会に諮ります。審査会の結果、優良と認められた場合は提案自体を知的財産と捉え、採用候補者となります。採用候補者は後の地域説明会で報告を行っていただきます。地域説明会での報告結果をもとに契約締結の判断をします。

【審査結果の公表】

審査結果については個別にメールにてお知らせします。

【問い合わせ先】

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地
桑名市役所 グリーン資産創造課（担当：日紫喜、田川、足立）
お問い合わせフォーム：<https://logoform.jp/form/XAEm/1200591>